

学校法人兵庫医科大学研究公正推進室規程

(設置)

第1条 学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程並びに学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程に基づき、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が設置する兵庫医科大学（以下「本学」という。）に、兵庫医科大学長（以下「学長」という。）直轄の組織として、研究公正推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進室は、本学において発生しうる研究不正への対策に関し、外部および本学の関連部署等からの必要な情報を収集・分析し、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 不正防止計画の策定に関すること
- 2 不正防止計画に基づく業務の推進及び管理に関すること
- 3 研究公正・公的研究費適正使用等の教育・研修に関すること
- 4 研究活動等の自己点検・評価に関すること
- 5 研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対する研究活動の健全性や公正性(研究インテグリティ)の確保に関すること
- 6 その他不正防止に関すること

(組織)

第3条 推進室は次に掲げる者で組織する。

- 1 副学長（研究担当） 1名
 - 2 副学長（神戸キャンパス統括担当） 1名
 - 3 医学部の所属教員のうち学長が指名した者 2名
 - 4 薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部の所属教員のうち学長が指名した者 2名
 - 5 大学事務部の事務職員のうち事務局長が指名した者 若干名
 - 6 財務企画部（財務企画担当・物流担当）各担当事務職員のうち事務局長が指名した者 若干名
 - 7 人事部の事務職員のうち事務局長が指名した者 若干名
 - 8 その他学長が必要と認める者 若干名
- ② 第2条に掲げる任務のうち研究活動に関する事項は、前項第1号乃至第5号及び第8号の室員で組織する「研究活動部会」で実施する。
- ③ 第2条に掲げる任務のうち研究費に関する事項は、第1項の室員で組織する「公的研究費管理部会」で実施する。
- ④ 推進室に室長を置き、第1項第1号の副学長が務める。
- ⑤ 第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

(ワーキンググループ)

第4条 推進室の円滑な運営、目的達成のため、必要に応じてワーキンググループを設置するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成27年4月1日制定の「学校法人兵庫医科大学不正防止計画推進室規程」および平成27年12月1日制定の「兵庫医科大学研究不正防止調査委員会規程」は廃止する。

附 則

この改正は、2025 年 7 月 1 日より施行する。